

表外ヶ浜漁業協同組合の項中、「字館今津尻高」を「字平館今津尻高」に改め、表能代市東土地改良区の項中、「能代市」を「秋田県能代市」に改め、表株式会社おばこライフサービスの項の次に次のように加える。

株式会社アニモ	秋田県鹿角市花輪字下中島百三十二番地	平成十八年十月二十日
表茨城沿海地区漁業協同組合連合会の項の次に次のように加える。		
上河内町土地改良区	栃木県上河内郡上河内町大字中里百七十五番地一	平成十八年十月二十日
表上越漁業協同組合の項の次に次のように加える。		
佐渡漁業協同組合	新潟県佐渡市両津夷九十八番地九十	平成十八年十月二十日
表中津川市森林組合の項中、「岐阜県中津川」を「岐阜県中津川市」に改め、同表郡上森林組合の項中、「郡山市」を「郡上市」に改め、同表豊田森林組合の項の次に次のように加える。		
豊田土地改良区	愛知県豊田市司町三丁目八番地	平成十八年十月二十日
伊勢湾漁業協同組合	三重県伊勢市有滝町二千二百一十一番地	平成十八年十月二十日
表丹波ささやま農業協同組合の項の次に次のように加える。		
しそつ森林組合	兵庫県宍粟市一宮町安積千十一番地二十五	平成十八年十月二十日
表阿東町土地改良区の項の次に次のように加える。		
三好西部森林組合	徳島県三好市山城町西字千二百十六番地	平成十八年十月二十日
表香南漁業協同組合の項の次に次のように加える。		
北九州漁業協同組合	福岡県北九州市門司区大里本町三丁目十二番二号	平成十八年十月二十日
表遠賀漁業協同組合の項の次に次のように加える。		
福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会	福岡県柳川市大和町中島百二十六番地	平成十八年十月二十日
表延岡市土地改良区の項の次に次のように加える。		
あまみ農業協同組合	鹿児島県鹿児島市鴨池新町十五番地	平成十八年十月二十日
種子屋久農業協同組合	鹿児島県西之表市西町六千九百七十四番地	平成十八年十月二十日
表中		
甕島漁業協同組合	鹿児島県薩摩郡里村里三千五百二十七番地一	平成十六年三月二十六日
曾於市森林組合	鹿児島県曾於市末吉町南之郷七十七番地三	平成十八年六月十九日
奄美漁業協同組合	鹿児島県大島郡笠利町外金久九百八十八番地	平成十八年六月十九日
北始良森林組合	鹿児島県始良郡栗野町木場百四十九番地六	平成十四年八月二十六日

を

曾於市森林組合	鹿児島県曾於市末吉町南之郷七十七番地三	平成十八年六月十九日
北始良森林組合	鹿児島県始良郡栗野町木場百四十九番地六	平成十四年八月二十六日
甕島漁業協同組合	鹿児島県薩摩郡里村里三千五百二十七番地一	平成十六年三月二十六日
奄美漁業協同組合	鹿児島県大島郡笠利町外金久九百八十八番地一	平成十八年六月十九日
指宿漁業協同組合	鹿児島県指宿市湊四丁目十三番二十七号	平成十八年十月二十日
〇経済産業省告示第三百二十五号	火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第七十五条第五号の規定に基づき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校と同等以上と認める学校を次のように指定する。	
平成十八年十月三十日	経済産業大臣 甘利 明	
学校法人誠和学院日本工科大学		
〇特許庁告示第六号	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月一日から施行する。	
平成十八年十月三十日	特許庁長官 中嶋 誠	
第二号一中、「十二万一千八百円」を「十三万三百円」に、同号二中、「千三百円」を「千四百円」に、同号四中、「八千七百円」を「九千三百円」に、同号五中、「二万六千円」を「二万七千九百円」に改める。		
〇国土交通省告示第千二百六十三号	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により横浜国際港都建設事業鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において	
て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。		
平成十八年十月三十日	国土交通大臣 冬柴 鐵三	
一 市街地再開発事業の種類及び名称	横浜国際港都建設事業鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業	
二 事業施行期間	事業計画の認可の公告の日から平成二十二年まで	
三 施行地区	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央一丁目の一部	
四 施行者の名称	独立行政法人都市再生機構	
五 事務所所在地	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目32番23号	
六 施行規程及び事業計画の認可の年月日	平成十八年六月二日	
七 事業計画の変更の認可の年月日	平成十八年十月十七日	
〇国土交通省告示第千二百六十四号	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第四十四条第二項（同条第三項において準用する第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件（平成十七年国土交通省告示第九百一十一号）の一部を次のように改正する。	
平成十八年十月三十日	国土交通大臣 冬柴 鐵三	